

所管部課	市民部 課税課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市税条例等の一部を改正する条例について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関	納税課			
<p>1. 要旨</p> <p>令和2年度税制改正及び新型コロナウイルス感染症緊急経済対策による地方税法等の一部改正に伴い、東大和市税条例等の一部を改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 固定資産税におけるみなす課税対象の追加（令和2年度税制改正） ② 個人住民税における未婚のひとり親に対する寡婦（夫）控除の見直し等（令和2年度税制改正） ③ 軽自動車税における環境性能割臨時軽減の延長（新型コロナウイルス感染症対策） <p>(2) 施行日</p> <ul style="list-style-type: none"> ①及び③ 公布の日 ② 令和3年1月1日 <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 課税できる対象が拡大されることにより公平な税制の実現に繋がる。 ② 全てのひとり親家庭の子どもの貧困に税制上対応することができるようになる。 ③ 環境性能の優れた軽自動車の取得を促進させる効果が期待される。 					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに第3回市議会定例会の議案とするための事務を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。